

山形県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針

平成30年3月30日策定
山形県GAP推進協議会

I 趣旨

全国的に「食の安全・安心」に対する関心は高く、農産物の安全性確保は極めて重要な取組みとなっている。また、環境保全や労働安全も極めて重要であることから、国は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（以下、農林水産省の「ガイドライン」という。）を作成し、これに準拠したGAPや国際水準GAPの普及を図っている。本県においてもガイドラインに準拠した山形県版GAPを作成し、生産現場への導入を図るとともに、国際水準GAPの認証取得を促進するなどGAPの普及を推進している。

こうした中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京オリ・パラ大会」という。）の食材調達基準はGAPの認証取得が要件とされたことが契機となり、今後、国内外の流通において国際水準GAPの認証取得が必要となる状況が拡大すると見込まれている。さらに、今後、食品事業者のHACCP義務化が予定されており、加工原材料として農産物のGAP認証取得が求められる動きも強まると見られている。

このような状況を踏まえ、本基本方針では、平成32年度までを重要な推進期間と捉え、全県的なGAP推進の方策について必要な事項を定める。

II GAP推進の考え方

1 山形県版GAPの推進

農林水産省の「ガイドライン」に準拠した山形県版GAPについては、県産農産物の安全性確保や環境保全、労働安全の取組みを県全体で広くレベルアップするために推進する。

また、東京オリ・パラ大会の食材調達基準を満たすため、平成30年度から山形県版GAPの第三者認証制度による認証取得を推進する。さらに、山形県版GAPの第三者認証をきっかけにした国際水準GAPへのステップアップを促進する。

2 国際水準GAPの推進

グローバルGAP、ASIA GAPやJGAP等の国際水準GAPは、今後、国内外の農産物流通で取引要件としての普及拡大が見込まれ、県内各産地においても認証取得に取り組むことが必要となることから、各産地の販売戦略に対応し、山形県版GAPを足がかりの一つとしながら、積極的な認証取得の促進を図る。

Ⅲ 目標

平成32年度における各GAPの目標値は以下のとおりとし、できるだけ早期の目標達成に努める。

1 山形県版GAPに取り組む農家割合

目標指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
山形県版GAPに取り組む農家割合	15.7%	50%

※第3次農林水産業元気再生戦略のプロジェクト目標より。

2 山形県版GAP第三者認証取得件数

目標指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成30年度）
山形県版GAP第三者認証取得件数	—	20件

※認証取得後の東京オリ・パラ大会への食材提供に向けた取組みを踏まえ、平成30年度を目標年度とする。

3 国際水準GAP認証農場数

目標指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
国際水準GAP認証農場数	33農場	66農場

※第3次農林水産業元気再生戦略のプロジェクト目標より。

Ⅳ 具体的な推進方針

1 山形県版GAPの普及推進

「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」に農林水産省の「ガイドライン」に準拠するGAPの取組みを位置付け、山形県版GAPの普及拡大を図る。また、これまで少なかった米での山形県版GAPの取組みについて、新品種「雪若丸」や酒米等での取組みを推進し普及拡大を図る。

2 山形県版GAP第三者認証制度の推進

東京オリ・パラ大会の食材調達基準を満たすため、平成30年4月から山形県版GAP第三者認証制度の運用を開始し、県産農産物の認証取得を進める。また、東京オリ・パラ大会への食材提供にかかわらず、国際水準GAP認証取得を視野に入れたステップアップのための取組みとして、または直売施設等で安全・安心の取組みを強化するための手段としても推進する。

認証取得促進にあたっては、モデル的取組みとして平成29年度から準備を進めている5団体に対し、関係機関・団体が連携して指導・支援等を行い、平成30年9月までの認証取得を目指す。

3 国際水準GAPの認証取得促進

国補助事業を積極的に活用し、関係機関・団体が連携して技術的支援等を行うことにより認証取得促進を図る。特に各産地における販売戦略に応じ、団体認証取得を想定した推進を図る。

4 GAPの理解促進と指導者育成

GAPについての生産者、関係職員等の理解促進を図るため、各レベルに応じた研修会等を開催するとともに、GAP指導員研修等により普及指導員やJA職員等の指導力向上を図り、現地支援体制を強化する。

農林大学校等ではGAPの履修や実践に取り組み、GAPの知識を修得した担い手の育成を図る。

V GAP推進における関係機関・団体等の役割

GAPの普及推進にあたっては、山形県GAP推進協議会を中心に関係機関・団体が連携して取り組むものとする。

1 各集荷団体等

各JAや市場関係団体、産直組織、任意出荷組合等は、関係職員のGAP指導力向上を図るとともに、必要に応じて所属する生産者等の合意形成を図り、産地・団体としての推進体制を構築する。

2 農業団体

(1) JA山形中央会

各JAのGAPの取り組みに対する支援を行うとともに、雇用経営型の農業法人等に対しJAが行うGAP導入の推進を支援する。

(2) JA全農山形県本部

各JAに対し販売面を踏まえたGAP導入を推進するなど、各産地の取り組みを支援する。

3 県

(1) 農林水産部関係課

農業技術環境課は、GAPの普及推進に係る施策を提案するとともに、山形県版GAPの第三者認証制度を運用する。施策の推進にあたっては、関係機関・団体の役割分担を調整する。また、GAPの理解促進に向けた制度の周知、国補助事業の円滑な推進、生産者等に向けた研修会等を実施する。

関係各課は、担当業務と関連するGAPの推進を図る。

(2) 各総合支庁各農業技術普及課

普及指導員等の指導力向上を図り、関係機関・団体と連携して、GAPについての認証取得誘導や現地指導等を行う。

4 その他

GAPの普及推進にあたっては、GAP推進協議会内はもとより、各市町村や関係機関・団体等と現場の動向等について情報共有を図り、効果的に取り組みを進める。